

令和8年第9回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和8年9月17日付を以って、同9月28日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第9回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名人の選任について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明願（非農地証明）について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第5号 鹿嶋市地域計画の変更について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 制限除外の農地の移動届について

報告第4号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可について

報告第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定案に対する農業委員会意見への対応について

出席委員（14名）

1 番	出 頭 勝 美 君	2 番	笹 本 真由美 君
3 番	清 宮 茂 信 君	5 番	山 本 清 治 君
6 番	大 槻 勝 敏 君	7 番	橋 本 正 君
8 番	今 村 太 一 君	10 番	笠 貫 順 一 君
11 番	野 口 嘉 徳 君	12 番	大 川 喜 美 君
13 番	日向寺 正 志 君	14 番	桐 澤 いづみ 君
15 番	田 口 茂 君	16 番	谷田川 延 秀 君

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（4名）

事務局長兼課長	飯 塚 俊 行
事務局課長補佐	飯 島 優
事務局主幹	飯 塚 亮 輔
事務局主幹	小 林 優 真

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	寺 下 暢 彦
--------	---------

会 議 の 経 過

(開会 午後３時０３分)

議 長 ただいまの出席委員は、１３名であり「農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和８年第９回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 ７番橋本正君より遅れる旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。

最初に日程第１「会期の決定について」は、本日１日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日１日限りと決定いたします。

次に、日程第２「議事録署名人の選任について」は、私から指名させていただきます。

７番橋本正君、８番今村太一君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第３，議案第１号ないし議案第５号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第２０条第２項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局員小林優真君。

事 務 局 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号１についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しよ

うとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台、トラック1台、農作業に従事する日数は年間200日、農地の所有につきましては、自作地約333アールでございます。申請地の作付け計画は、キャベツを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1小宮作地内案件について、2番笹本真由美君にお願いします。

1番 はい、2番笹本です。現地調査の結果をご報告いたします。調査日は9月24日木曜日でございます。申請書の所在2件ありますが、小宮作●●●●は既にきれいに整地されておりました。また小宮作●●●●はキャベツ畑になっており、申請に何ら問題はないと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は住宅の宅地拡張でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない山林と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されておしま

す。また、本案件の土地には、すでに構造物が設置され宅地化しておりますことから、始末書の添付がされております。地域計画区域につきましては、令和8年9月1日付けで除外されております。

続きまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写し及び系統連系受電サービス料金のご案内が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高照会結果書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年6月5日付けで除外されております。

続きまして番号3について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年9月1日付けで除外されております。

続きまして番号4について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関

の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年4月30日付けで除外されております。

最後に番号5について、転用目的は自己用住宅でございます。農地の区分は、土地改良事業が施行されている広がりのある農地であるため、第1種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付が添付されております。資金計画としましては、全額住宅ローンによる借入を計画しており、取引先金融機関の住宅ローン正式申し込みの案内写が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年9月1日付けで除外されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ここで7番、橋本正君の出席を報告します。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

5番山本清治君。

5番 はい、5番山本です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、9月16日水曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、清宮委員そして私と事務局より飯島課長補佐、出頭主幹の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号5につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。地元委員さんご意見ございませんか。

議長 それではお諮りいたします。

議案第2号について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請」番号
１ないし番号５については、原案のとおり許可することといたします。

議 長 次に議案第３号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議します。
事務局に説明を求めます。

事務局員小林優真君。

事 務 局 議案第３号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。

はじめに番号１についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化区域の農地で、平成元年頃から宅地として利用されておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、建築年平成元年の家屋が記載された「令和８年度固定資産評価証明書」が添付されております。

次に番号２についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域かつ湖岸南部土地改良区内の農地で、昭和４８年頃から宅地として利用されておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、建築年昭和４８年の家屋が記載された「令和８年度固定資産税課税明細書」及び「湖岸南部土地改良区の意見書」が添付されております。

番号３についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成１７年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が田となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成１７年１１月８日撮影空中写真」が添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第３８条第１項第２号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

5 番山本清治君。

5 番山本です。議案第 3 号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号 1 及び 3 につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

1 5 番 はい、議長。

議長 1 5 番田口茂君。

1 5 番 はい、1 5 番田口です。議案第 3 号番号 3 ですが、この場所は北浦霊園の西側で木が生えておりまして特に問題はないのですが、何に使うのかなと思ひまして色々考えたのですが、丁度窪地になっており地主さんに伺ったら原野にしてほしいとの本人の希望でした。以上です。

議長 ほかにございませんか。

地元委員さんご意見ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第 3 号については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第 3 号「現況確認証明願（非農地証明）について」番号 1 ないし番号 3 については、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規

定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和8年9月10日付け、鹿嶋市長より農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 次に農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

課長 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

今回につきましては、貸借期間6年から10年の土地のみとなっております。まず新規ですが、畑について18筆38,927平方メートルとなっております。次に再設定ですが、田について2筆2,613平方メートル、畑につきましては2筆1827平方メートルとなっております、合計4筆4,440平方メートルとなっております。これら新規と再設定の合計ですが、田につきましては合計2筆2,613平方メートル、畑につきましては合計20筆の40,754平方メートル、合わせて22筆43,367平方メートルとなっております。20ページをお開き願います。●●●●鹿児島県の農業法人によるサツマイモの作付けが上がってきております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「鹿嶋市地域計画の変更について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第5号「農業経営基盤促進法第19条第1項に記載された地域計画の変更に対する意見について」ご説明いたします。

令和8年9月10日付け鹿嶋市長より鹿嶋市地域計画変更について農業委員会の意見を求められております。いずれも農地転用に係る要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 農林水産課に説明を求めます。

課長寺下暢彦君。

課長 議案第5号「鹿嶋市地域計画の変更について」ご説明いたします。

今回変更される地域計画の変更は、記載の2地区となります。計画変更の内容は、区域内面積の変更となります。まず、鹿島6地区ですが、田0.2ヘクタールを減少し、区域内面積を183ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、地区におきまして農地転用の事案が生じたためでございます。24ページをお開き願います。表のNO.1の内容となっており、鹿島6地区におきましては下埞地内での資材置き場が転用目的となっております。次に大野6地区ですが、田0.22ヘクタールを減少し、区域内面積を248.0ヘクタールに変更となります。変更する理由につきましては、こちらも地区において農地転用の事案が生じたためでございます。24ページをお開き願います。表のNO.2の内容となっており、大野6地区におきましては中地内での太陽光発電施設が転用目的となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案5号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第7号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし

報告第7号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定案に対する農業委員会意見への対応について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

報告第7号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定案に対する農業委員会意見への対応について」農林水産課の説明を求めます。

農林水産課長寺下暢彦君。

課 長 令和8年8月28日付け鹿農委第106号にて附した意見について、令和8年9月8日付け鹿農林第287号にて市の対応方針が示されたことから下記のとおり報告します。

まず、経緯ですが、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により行った意見聴取において、貴農業委員会から7項目にわたる意見の提出があったため、各意見に対する市の対応方針を取りまとめております。2番意見への対応方針でございますが、各意見に対する対応方針については、次のページに記載しております。3番目といたしまして意見を反映させた構想案につきましても添付のとおり反映させております。

説明は以上でございます。

議 長 この報告について、ご意見ご質問はありませんか。

議 長 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。以上をもちまして、令和8年第9回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時29分)

上記のとおり会議のてん末を記録し，署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人
